

都市計画法改正を踏まえた災害安全基準モデル調査業務企画提案競技 質疑回答一覧

(令和3年3月12日現在)

No.	箇所※	質疑	回答
1	要 領 p. 1 1	本調査業務の趣旨には、「特別指定区域内における・・・開発許可等に係る災害安全基準の策定」とあるが、土砂災害や浸水被害というのは、市街化区域、市街化調整区域、非線引き、都市計画区域外に関わらず、同様な条件の土地であれば発災の可能性があると考える。特別指定区域制度は、県が開発許可権者となっている市街化調整区域に限った制度と認識しているが、検討する災害安全基準は、この区域に限って設定する基準と考えて良いか。	特別指定区域に限って設定する基準と考えてください。
2	仕様書 1/3 2(1)	仕様書案には、モデル地区5地区の選定について、「赤穂市、たつの市の2市において」とあるが、本調査業務では、この2市からしかモデル地区を選定できないということか。	市町に対して実施した事前調査結果を基に、既定の特別指定区域に災害ハザードエリアを多く含み、法改正による影響が大きいと考えられる赤穂市及びたつの市からモデル地区を選定することとしています。
3	仕様書 2/3 2(2)ア	仕様書案には、「既定の特別指定区域の見直しが必要な場合は、その見直しの指針も含む。」とあるが、趣旨に記載の様に、既定の区域の過半をハザードエリアが占めており、一律に除外することは甚大な影響を与え、県民（集落住民）を混乱させることが、大いに予想される。このように考えると、「必要な場合は、」ではなく、見直しの指針は、必然とも捉えられるが、この「必要な場合」とは、どのような場合を考えているのか。	<p>本業務において策定する災害安全基準は、既定の特別指定区域から災害ハザードエリアを除外しないための代替措置として、開発許可等の許可要件となる基準を想定しています。</p> <p>既定の特別指定区域の見直しが必要な場合とは、例えば、想定浸水深が建物の高さをはるかに超え、若しくは浸水継続時間が長時間となる土地の区域で、近くに避難場所等がない場合など、地域住民の生命等の安全を確保するための安全対策が事実上不可能な場合を想定しています。</p> <p>その場合は、当該地を特別指定区域から除外する見直しが必要と考えられますので、区域の見直し指針の素案策定も本業務に含まれています。</p>

No.	箇所※	質疑	回答
4	仕様書 2/3 2(2)ア	<p>本調査業務で検討する安全基準は、新規に区域指定する際の考え方と、既定の区域への適用方法や考え方（見直し指針）とは、全く異質なものになることも想定される。</p> <p>仕様書に記載の「必要な場合」に見直す作業というのは、県都市計画法施行条例や同規則、開発許可制度の手引きや特別指定区域制度の手引きの見直し作業（条例改正や手引きの追補に関する考え方の整理にとどまらず、条文案の作成や手引きの文案の作成まで）も含まれていると考える必要があるか。</p>	<p>本業務で検討する災害安全基準は、既定の特別指定区域への適用を想定しており、新規に特別指定区域を指定する際の基準とは異なるものと認識しています。</p> <p>既定の特別指定区域の見直しが必要な場合とは、例えば、想定浸水深が建物の高さをはるかに超え、若しくは浸水継続時間が長時間となる土地の区域で、近くに避難場所等がない場合など、地域住民の生命等の安全を確保するための安全対策が事実上不可能な場合を想定しています。</p> <p>本業務は、特別指定区域における開発許可等の許可要件となる災害安全基準の策定に加え、上記の特別指定区域の見直しが必要な場合の見直しの指針の策定を目的としています。県都市計画法施行条例や同規則、開発許可制度の手引や特別指定区域制度の手引の見直し作業については、見直しの考え方の整理やその根拠となるデータ資料の作成は想定していますが、御指摘の条文案や手引の文案の作成は想定していません。</p>
5	—	<p>特別指定区域制度は、その前段に、市町土地利用計画やまちづくり団体（地区）土地利用計画があつて、初めて成立する制度であるとの認識である。本調査業務で検討する安全基準は、特別指定区域の検討以前の、土地利用計画検討段階（集落区域等の設定）から考慮する必要があると考えるが、本調査業務では、この土地利用計画策定への適用方法、同手引きへの基準の明文化等については含まないと考えて良いか。</p>	<p>本業務は、特別指定区域における開発許可等の許可要件となる災害安全基準の策定に加え、特別指定区域の見直しが必要な場合の見直しの指針の策定を業務として位置付けていますが、御指摘の土地利用計画策定への適用方法、同手引への基準の明文化については本業務に含まれません。</p>

※ 要 領：都市計画法改正を踏まえた災害安全基準モデル調査業務企画提案競技応募要領

仕様書：都市計画法改正を踏まえた災害安全基準モデル調査業務仕様書（案）

以 上